

申8号

賃金制度等の改正に関する要求申し入れ(その2) 申し入れる!

賃金制度等の改正については、申14号の解明申し入れにおける議論を踏まえ、申7号として要求申し入れを提出し、8月13日に団体交渉を行ってきました。

申7号の団体交渉では、新たな基本給調整としてのキャリア加算、夜勤手当と各職務手当の増額及び新設、更には日当等の廃止に伴う一時金支給基礎額の算出方法などについて議論してきました。しかし、キャリア加算としての該当する区分の変更又は同一区分内の担務変更を行う場合の1,000円加算と、実施日におけるすでに経験した該当区分に1,000円を乗じた額の加算について、会社は「2職目における早い段階でのキャリア加算を通じて、その後の異動や担務変更の後押しの意味もある」という見解を示しましたが、多様な経験を積むことでの安全・サービスレベルの向上という目的との整合性において認識の一致を図ることができませんでした。さらに、車掌及び運転士見習の技術指導担当に対する職務手当の増額についても、これまでの差異と今回の統一を図る理由が「職名が統一される」というのみで明確な根拠として位置づいていないことから、この点においても認識の一致を図ることができませんでした。

とりわけ、「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」の目的、かつ、これまで実施してきた「ライフサイクルの深度化」の趣旨との整合性を図ることが賃金制度を改正する上においては大前提と言えます。そのことを通じて、社員一人ひとりの働きがいの充実を確保するとともに、「変革2027」の実現を目指していく観点から、多様な経験に踏まえた賃金制度を確立していくことが必要であると考えます。

そのため、本日、申8号として3項目に精査し申し入れを行いました。

1. 新たな基本給の調整（以下、キャリア加算とする）については、新たなジョブローテーションの目的、かつ、これまでのライフサイクルの深度化の趣旨との整合性を鑑み、該当する区分を変更する場合に1,000円を加算すること。なお、実施日におけるキャリア加算については、すでに経験した該当区分に1,000円を乗じた額を加算すること。
2. 「車掌及び運転士見習の技術指導を行う者として特に指定された者」に対する職務手当の増額については、これまでの経緯を踏まえた上で同様に取扱うこと。
3. 賃金制度等の改正に伴い、全社員が対象となることから各職場において説明会等を実施すること。